

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別障害給付金の額の改定）</p> <p>第一条の二 令和六年四月以降の月分の特別障害給付金については、<u>法第四条中「四万円」とあるのは「四万四千二百八十円」と、「五万円」とあるのは「五万五千三百五十円」と読み替えて、法の規定を適用する。</u></p>	<p>（特別障害給付金の額の改定）</p> <p>第一条の二 令和五年四月以降の月分の特別障害給付金については、<u>法第四条中「四万円」とあるのは「四万二千九百二十円」と、「五万円」とあるのは「五万三千六百五十円」と読み替えて、法の規定を適用する。</u></p>